

幼保連携型認定こども園設置者様・園長様

横浜市こども青少年局子育て支援課長

**まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における
幼保連携型認定こども園の対応について（依頼）**

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

また、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加している中で、園児及び職員の皆様ご自身の健康管理、消毒、教育内容の工夫など、様々な対応を長期にわたり継続していただいていることについて、深く感謝申し上げます。

さて、令和3年4月16日に、4月20日から5月11日までを対象期間とし、神奈川県に、政府による「まん延防止等重点措置」が出されました。

保育所等の対応については、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」（令和2年5月14日 厚生労働省事務連絡）等を参考の上、感染防止対策を徹底しつつ、原則開所をお願いすることに変更がない旨が示されました。

幼保連携型認定こども園は、保育利用の児童と教育利用の児童が在籍することから、それぞれについて次のとおり御対応をお願いします。

今後も国からの通知や地域の状況等を踏まえ、速やかな情報提供等に努めてまいりますので、引き続き、御協力くださいますようお願いいたします。

【保育利用（2号・3号）の児童について】

本市においてはまん延防止等重点措置中（4月20日から5月11日まで）においても登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、保育利用の児童に対する保育の提供をお願いします。

【教育利用（1号）の児童について】

文部科学省からは、学校等の教育活動の継続や地域一斉の臨時休業は避けること、幼稚園を臨時休業とする場合も預かり保育を縮小して実施すること等が求められていること、厚生労働省からは、保育所等について原則開所を求めていること等を踏まえ、幼保連携型認定こども園としての対応をお願いする旨が、前回の緊急事態宣言の時にも内閣府から示されています。

各施設におかれましては、これらの趣旨を踏まえて、保育の必要な児童に対しては保育の提供をお願いします。

また、教育利用部分については、設置者として新型コロナウイルス感染症への対応を御検討いただき、必要に応じて保護者に対してお知らせいただくようお願いいたします。

このことに伴い、各園の保育の提供及び期間中の利用料の取扱い等について、次のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、適切に御対応くださいますようお願いいたします。

1 保護者の幼保連携型認定こども園の利用について

(1) 幼保連携型認定こども園の皆様へのお願い

<保護者が在宅勤務、テレワーク及び育児休業中の幼保連携型認定こども園の利用について>

保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、お申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただきますようお願いいたします。

市としても、保護者へのお知らせにおいて、必要な範囲での利用とするようお願いいたしますので、各園におかれましては、在宅勤務等であることのみを理由に、保護者へ登園を控えるよう求めることのないよう御理解・御協力をお願いいたします。

※虐待の可能性があるなど、支援が必要な家庭について、当該保護者が登園を控え、子どもの様子が園で確認できないなど、心配な状況がある場合は、区こども家庭支援課や児童相談所に連絡してください。

(2) 2・3号認定子どもの保護者への幼保連携型認定こども園の利用にあたってのお願い

在宅勤務・テレワークの日については通勤に要していた時間帯の利用を控える、仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園もお休みいただくなど、保護者の皆様には、市から必要な範囲で幼保連携型認定こども園の利用をお願いすることとします。

幼保連携型認定こども園におかれましては、お手数をおかけして申し訳ありませんが、2・3号認定子どもの保護者の皆様に、別添の周知文「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の利用について」の配布をお願いいたします。

2 利用料（保育料）について

本市からの登園自粛要請は行わないことから、令和3年4月20日から5月11日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

なお、新型コロナウイルスの感染者が発生したことにより休園した場合などの利用料の取り扱いについては、引き続き「登園日数確認リストの提出及び7月以降の利用料日割り対応について」（令和2年7月15日 こ保運第1931号）のとおり対応します。

3 給食について

(1) 給食の実施

期間中についても原則通常通り給食を提供していただくよう、お願いします。

ただし、出勤できない職員が多く出る等園での体制確保の状況などから、安全に給食を提供することが困難である場合は、園の判断により、仕出し弁当等の提供や、保護者の了解を得たうえで、昼食の持参をお願いすることも可能とします。

なお、その場合でも、おやつや延長保育の食事提供については、市販品を利用するなど、各園で対応をお願いします。

また、食事中については「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（9頁）を参考に、十分な感染症対策を行ってください。

(2) 給食の提供を行わなかった場合の給食費の取扱い

園が実費徴収を行っている3歳から5歳児クラスについては、すでに発注した食材を含め実際にかかった費用が、保護者から徴収した金額と比較し大きく下回る場合は、保護者

へ説明し理解を得た上で、差額の返還や他の実費への充当等を行ってください。その際は、保護者に書面等で説明してください。

例) ・差額を保護者へ返還する

- ・保護者に説明のうえ、再開後の食材の充実に充てる(デザート等)
- ・保護者に説明のうえ、その他食材費以外の実費徴収に充当する 等

4 給付費・委託費等及び職員の給与について

園児の登園や職員の配置状況に関わらず、給付費・委託費等の支給は通常通り行います。

職員(常勤・非常勤を問わず)の給与に関しても、まん延防止等重点措置期間前と同様にお支払ください。

5 一時保育事業について

通常保育と同様に、感染防止対策を十分に講じたうえで、通常通り実施をお願いします。

なお、リフレッシュ利用についても、保護者の育児負担を軽減する観点から、一律に利用を制限することがないように、御配慮くださいますようお願いいたします。

6 地域子育て支援事業について

本市が実施する「認定こども園及び保育所地域子育て支援事業」の実施については、在園児への保育の継続を優先としていただき、事業実施が難しいと施設が判断する場合には、休止してください。なお、事業を休止する場合は、利用者への丁寧な周知・説明をお願いします。詳細については別途、子育て支援課より通知します。

7 行事等について

「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」(9頁)を参考にし、実施する場合には十分な感染症対策を行い、対策が困難である場合には、縮小開催や中止も含めて検討をお願いします。

なお、行事の開催が難しい場合でも、写真や動画などを活用して、園児の様子を保護者と共有するなどの工夫もお願いします。

8 研修について

各研修の詳細については「保育・教育の質向上NEWS」でお知らせいたしますので、ご確認の上お申し込みください。なお、継続中の研修については個別に連絡を致します。

9 市からの情報提供について 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

本市からのお知らせ等の情報はメール等でもご連絡しますが、一部を除きホームページにも順次掲載いたします。確実にご対応いただくためにも、市のホームページも随時ご確認くださいようお願いします。

10 基本的な感染症対策

新型コロナウイルス感染症についての基本的な対応等については、令和2年8月に各施設に配付した「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」(横浜市こども青少年局)を確認していただくようお願いします。

また、職員の健康管理や保護者への注意喚起については、「新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る対応の徹底について(依頼)」(令和2年12月4日 こ保運第3491号)の

周知徹底をお願いいたします。

なお、人員基準の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（通知）」（令和3年1月14日 こ保人第3974号）のとおりとしますので、改めて御確認をお願いいたします。

11 添付資料

保護者の皆様への配布資料

- ・「まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における幼保連携型認定こども園の利用について」

12 参考資料（市ホームページに掲載していますので、適宜御確認ください。）

- (1) 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」（令和2年5月14日 厚生労働省事務連絡）
- (2) 神奈川県からの事務連絡「まん延防止等重点措置に係る対応について」（令和3年4月16日 次育第1240号）
- (3) 登園日数確認リストの提出及び7月以降の利用料日割り対応について（令和2年7月15日 こ保運第1931号） <市ホームページには掲載されていません>
- (4) 「保育所等における新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」（令和2年8月横浜市子ども青少年局） <市ホームページには掲載されていません>
- (5) 新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る対応の徹底について（依頼）（令和2年12月4日 こ保運第3491号）
- (6) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（通知）（令和3年1月14日 こ保運第3974号）

※市ホームページの検索方法 【「保育・教育 感染症 横浜市」で検索してください】

<担当連絡先>

子育て支援課事業調整係	【全体調整】671-4157
子育て支援課人材育成係	【給食】 【研修】 【感染症】 671-2397
保育・教育運営課	【園児の預かり】 【行事等】 【一時保育事業】 671-3564
保育・教育給付課	【給付費・委託費】671-0202/0204
保育・教育認定課	【利用料】671-0255

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における 幼保連携型認定こども園の利用について

日頃より、保護者の皆様には、幼保連携型認定こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和3年4月16日に、4月20日から5月11日までを対象期間とし、神奈川県に、政府による「まん延防止等重点措置」が出されました。

本市における幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されています。

引き続き、本市からの登園自粛要請は行わず、利用料や幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用に関する対応内容に変更はありませんが、幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、以下のとおりです。また、施設に対しては、改めて必要な時間の保育を提供していただくように依頼しています。

1 幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

幼保連携型認定こども園における保育利用は、日頃からお願いしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での幼保連携型認定こども園のご利用をお願いします。

（利用にあたってのお願い）

- ・仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園における保育利用もお休みする
- ・在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況等により、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

2 その他

（1）本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年4月20日から5月11日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

（2）園児や職員がり患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課 FAX : 664-5479

【保育利用について】 671-3564

保育・教育認定課

【利用料について】 671-0255

保育利用（2・3号認定子ども）の保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局子育て支援課長

まん延防止等重点措置期間（令和3年4月20日から5月11日）における 幼保連携型認定こども園の利用について

日頃より、保護者の皆様には、幼保連携型認定こども園における新型コロナウイルス感染拡大防止の取組にご理解、ご協力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、令和3年4月16日に、4月20日から5月11日までを対象期間とし、神奈川県に、政府による「まん延防止等重点措置」が出されました。

本市における幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、登園自粛を求めず、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いする旨が示されています。

引き続き、本市からの登園自粛要請は行わず、利用料や幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用に関する対応内容に変更はありませんが、幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用については、以下のとおりです。また、施設に対しては、改めて必要な時間の保育を提供していただくように依頼しています。

1 幼保連携型認定こども園（保育利用）の利用にあたってのお願い

本市においても新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しています。

幼保連携型認定こども園における保育利用は、日頃からお願ひしているところではありますが、今回のまん延防止等重点措置期間中におきましても、感染拡大防止の観点も踏まえ、必要な日及び時間での幼保連携型認定こども園のご利用をお願いします。

（利用にあたってのお願い）

- ・ 仕事がお休みの日などには幼保連携型認定こども園における保育利用もお休みする
- ・ 在宅勤務の日については、通勤に要していた時間帯を除き、勤務時間に応じた利用とする など

※保護者が在宅勤務・テレワークであっても、オンライン会議や対外的な調整業務等のため家庭での保育が困難な状況があること、育児休業中であっても、きょうだい児の育児や保護者の体調、家庭の状況などにより、保育を必要とする場合があることから、保護者の方からお申し出があった場合には必要な時間の保育を提供していただくよう施設にはお願いしています。

2 その他

（1）本市から登園自粛要請は行わないことから、令和3年4月20日から5月11日までの期間中の利用料（保育料）について、登園日数に応じた減額は行いません。

※園の職員や園児に新型コロナウイルスの感染者が発生し、休園した場合や横浜市として児童に登園自粛の要請を行った場合には、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。

（2）園児や職員が患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合などは、臨時休園とすることもあります。

<問い合わせ先>

保育・教育運営課

FAX : 664-5479

【保育利用について】

671-3564

保育・教育認定課

【利用料について】

671-0255